



新潟県公報

令和2(2020)年
2月19日(水)
号 外
第 6 号

目 次

議 会

○新潟県議会会議規則の一部改正..... 1

議 会

新潟県議会規則第一号

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十九日

新潟県議会議長 早 川 尚 秀

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則(昭和三十七年新潟県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(陳情書の処理)</p> <p>第九十二条 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</p>	<p>(陳情書の処理)</p> <p>第九十二条 議長は、陳情書又はこれに類するものでその内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。